

第1回豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会議事の要旨

平成23年11月21日（月）

午後2時00分～3時30分

市役所 東館 会議室6

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
 - ・ 市長より近藤委員に委嘱状を手渡す。他の委員は机上配布。
- 3 委員紹介
 - ・ 委員自己紹介。事務局職員自己紹介。
- 4 議 事
 - (1) 役員選出（委員長、副委員長）
 - ・ 資料1に基づき、事務局より障害者福祉計画等策定・推進委員会設置要綱を説明。
 - ・ 委員長に都築和男氏、副委員長に高橋清二氏を選出。
 - ・ 委員会の公開について、資料2に基づき「豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会の公開に関する取扱要領」を事務局より説明。
 - (2) 第3期豊明市障害福祉計画の概要
 - ・ 資料3、4、5、6に基づき、事務局より説明。
 - (4) 今後の日程
 - ・ 12月に計画素案作成し郵送にて委員意見の聴取をします。その意見による修正を加え、2月にパブリックコメントを実施。さらに、その結果を踏まえて、3月に第2回の委員会を開催します。

主な質疑応答

- Q 第3期における療育手帳所持者の推計増加率は低くないか。発達障害で新しく所持するケースの増加も考えられないか。
- A 平成18年～22年の平均増加率2.8%をもとに推計した。が、発達障害による手帳所持者の増加もふまえて、再度、推計増加率を精査する。
- Q 発達障がいに関する実態把握はどうか。
- A 発達障がい者は、現在は療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者のいずれにも含まれているが、どちらも所持せず潜在しているケースが圧倒的に多い。成人

して社会に出たことで障がいが明らかになることもあり、今後、実態の把握と対策が必要。

Q 法改正により児童デイサービスが本計画の対象からはずされることとなる。今後の障がい児への対応はどうか。

A 法改正により児童福祉法に基づくものとなった。その法改正により障害児対策の強化も挙げられており、今後、児童福祉法に基づく対策がとられると考えられる。

Q 法改正による成年後見制度利用支援事業の必須事業化とはどんなものか。

A 地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業として市が必ず実施しなければならない事業の位置づけとなる。

Q 尾張東部圏域成年後見センターの役割・機能はどんなものか。

A 成年後見制度に関する普及啓発と利用相談、申立支援、低所得者層の後見受任を業務とする。事務所を日進市におき、尾張東部圏域の広域で設置。

Q 重度心身障がい児者の短期入所・訪問系サービスについて介護保険事業者の対応可能性を検討するとはどんなものか。

A 基準該当により障がい者のサービスとして介護保険サービス事業者を利用できないか、先駆的に取り組んでいる市町の例を参考に検討していく。

その他、重度心身障がい児が利用できる在宅サービスの不足や障害者施策の利用対象とならない人の支援に関する意見などがありました。

今回の日程について、パブリックコメントの結果を踏まえて、最終的な案を提出することと、第2次豊明市障害者福祉計画の進捗状況を報告する予定であることを事務局より説明する。

出席委員 都築 和男、高橋 清二、近藤 二、佐々木 信富、三浦 美智子、
山田 啓二、早川 要、森井 曜子、安藤 康、鈴木 誠子、兼子忠男、
岩田 圭司、外村 恵 敬称略

傍聴者 1名

事務局 社会福祉課長、社会福祉課長補佐兼障害福祉担当係長、近藤専門員